

(第一類 第十四号)

第一百一回国会 環境委員会 議録 第五号

昭和五十九年四月十三日(金曜日)

午前十時三十分開議

出席委員

委員長 竹内 黎一君

理事

國場 幸昌君

理事

畠 英次郎君

理事

岩垂 寿喜男君

理事

春田 重昭君

理事

衛藤 征士郎君

理事

金子原二郎君

理事

齊藤 邦吉君

理事

林 義郎君

理事

上坂 昇君

理事

山本 政弘君

理事

竹内 勝彦君

出席委員

國務大臣
(環境庁長官)

上田 稔君

同日

田澤 吉郎君

同日

島田 安夫君

同月十三日

補欠選任

島田 安夫君

同月十三日

渡辺美智雄君

同日

出席委員

出席政府委員

出席國務大臣

出席委員

</div

検診医師の拡充強化に努めてまいりたいというぐあいに考えておるところでございます。

それから、③の「水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法の改正」につきましては、たゞいま御審議いただいておるところでございます。

(2)の①は、いわゆる県費の過剰負担の解消という問題でございますが、先ほど大臣からもお答え申し上げましたように非常に厳しい情勢にござりますけれども、いろいろ工夫をしながらできるだけ県費負担が過重にならないよう配慮してまいりたいというぐあいに考えておるところでございます。

それから、③の「認定申請者治療研究事業の財源確保」という問題でございますが、これも非常に厳しい予算の中でございませんけれども、全体といたしましては前年より約一千万ふやしまして、五十九年度の国の補助額は一億八千万ということでお計上いたしております。この予算の額で三県市のこの治療研究事業が円滑に行われるよう私ども県と十分連絡をとりながら対応してまいりたいというぐあいに考えておるところでございます。

○齊藤(節)委員 今年度につきましてそのようなことを考えておられるようありますけれども、実は水俣の認定業務促進策でこのような計画がされておるわけであります、現在患者の認定といふのはいわゆる厳密な臨床医学的判断を行つて認定されたという例が幾つかある。生前には認定されていない。何回も、再び申請してもなおかつそれが認められないでどう死んでしまつた。解剖したところが水俣病患者であった、それで認定された。それからまた、そのほかにはどうとう認定されないで首つり自殺して死んでしまつた。その人についてやつたところが、解剖の結果水俣病患者であった、そういう例があるわけでありますけれども、肉体的にも精神的にも患者は

大変な苦痛を味わつてゐるわけであります、現在の臨床判断でやれば多數の患者を見落とす結果になるのではないか、そんなふうに私は思うわけであります。したがいまして、疫学的条件と神経症例とがあれば認定する、そういうたった一年のやり方が一番いいのじやないかと私は思うわけでありますけれども、この辺厚生省の考え方をお聞かせ願いたいと思うわけでございます。環境庁でも結構です。

○長谷川政府委員 お答え申し上げます。

四十六年当時の事務次官通知と現在の認定基準との関連に関するお尋ねであろうかというふうに思つてお尋ねでござりますが、先生のお話にあつたのではその臨床所見を裏づける、あるいは臨床所見を想像させるといいますか予測させる参考資料としてございまして、解剖後の病理所見と申しますのはその臨床所見を裏づける、あるいは先生のお話にございましたように取り扱われているものでございます。

水俣病の認定申請者が死亡の後に解剖されても水俣病と認定されたケース、あるいは先生のお話にございましたように、実際当時亡くなられた方のケースにつきましても、いわゆる病理所見、臨床所見あるいは疫学所見をあわせまして総合的に判断した結果でございます。五十二年七月の判断条件、これは環境保健部長通知でございますが、

その五十二年七月の判断条件あるいは五十三年七月の環境事務次官通知、これはいずれも水俣病の判断の適切さを期しまして、水俣病認定業務の促進に資するために、四十六年の環境事務次官通知でございましたように、死後の解剖結果から水俣病と認定されたという例が幾つかある。生前には認知、それ以降にいろいろな機会にいろいろな形で明瞭にしてまいりました水俣病の範囲に関しまして、四十六年当時の事務次官通知、五十二年の環境保健部長通知、五十三年の新次官通知、いずれ

も同じ趣旨、同じ内容のものであるというぐあいに理解しております。

○齊藤(節)委員 同じ内容であるということありますか、こういう方々の受けた考え方があつているのじやないかと思うのですね。現に認定制度に関しまして、実際は被害者を迅速に救済するという目的を持つてはいるはずなのですね。にもかかわらず、最近の検診が非常に煩雑である、そういうふうに患者自身も感じておるし、また、その辺関係者も感じておるわけでありますけれども、煩雑であつてしま不便である。そういった点で患者の苦痛を招いていることから検診拒否、

こういったことがあります。現に、これは全員でないかもしれませんけれども、そういう被害者、患者がいるということですね。また、検診忌避、本当に我々はちょっとと考えられないような状況を招いているわけでありますけれども、迅速な判断を望む被害者が、自分にとつては自滅的とも思われるような態度をとつておるということは、検診制度そのものを含む審査制度に対し被害者が不信感を持つておるのではないか、そんなふうに私は思ひます。これに対してどのように考えられるのか、お答え願いたいと思うわけでございます。

○長谷川政府委員 お答え申し上げます。

先生からのお話の中にもございましたが、水俣病患者を早期に、迅速に救済するため国、県におきましては、これまでいろいろな面で認定業務に必要な検診、審査体制の整備等いろいろな施策を講じてまいつたところでございます。今後ともこれらの施策を円滑に推進するためにやつていかなければならぬと思っておるわけであります

そこで、ちょっと患者から離れますけれども、別な問題になりますが、水俣湾の堆積汚泥処理事業につきましてお伺いしたいと思うわけですが、現在水俣湾はどういうふうになつておりますか、現状をお聞かせ願いたいと思うのです。

○佐竹政府委員 お答えいたします。

水俣湾のヘドロ除去対策事業につきましては、熊本県を事業主体といたしまして、運輸省第四港湾建設局を施行主体といたしまして、昭和五十二年十月に着手されたわけでございます。その後訴訟の影響等がございまして若干おくれましたけれども、昭和五十七年度までに仮締め切り堤、それから第一工区の護岸及び余水処理工事が完成いたしました。五十七年度末から五十八年度の初めにかけまして試験しんせつが行われておるところでございます。試験しんせつにより工事の安全

あるだろうというぐあいに考えておるところでございます。そのようなことでさらに一層申請者の理解を得て検診を進めてまいりたいというぐあいに思つております。

性等が確認されたため、五十八年六月から本しゆ面処理等を残して第一工区のしゅんせつを終了しているところでございます。本年度は、前年度に引き続きまして二工区の護岸工事等が行われる予定であるわけでござります。

以上が工事の現状でございまして、私どもは慎重の上にも慎重にこの工事を進めるように工事主体等を指導しているところでございます。

○齊藤(節)委員 水俣の堆積汚泥処理事業をやっているわけでありますけれども、これは実際は五十八年度までであつたわけですね。それが、今訴訟などによっておくれたと言いますけれども、六年間延長しているわけです。この事業費も百九十三億円から四百三十五億円にしなければならないといったようなことがあるわけですが、その理由についてもう少し詳しく御答弁願いたいと思うのです。

○佐竹政府委員 工事費が非常に増高した理由でございますけれども、これは事業がおくれたことに伴いまして物価上昇というようなこともござりますけれども、まず第一に、一般水域と工事水域を区分いたしまして施工しているわけでございます。さらに、一般水域と工事水域の境界には二重に締め切り網を設置しまして、その開口部には高さ三メートルの底建て網を設置いたしまして、汚染された魚群が出入りしないよう音響による遮断装置を設けております。さらに、水俣湾北側の湾口部には仮締め切り堤を設置し、湾内の潮流のスピードを三〇%減ずるとか、それから処理対象汚泥中の汚染度の高い水俣湾の湾奥部はそのまま埋め立てて封じ込める。その他護岸の背後には、陸地には余水処理施設を設置して、試験工事として埋立区域の海底汚泥はカッターレスポンブ船等を使用するという非常に特殊な工法を利用いたしまして、汚泥がまき上がりつてそれが広がらないよう非常に注意を払つて工事をしているわけでございまして、そのようなところから、先ほど申上げましたような一般的な物価上昇もあって工事

費が大幅に増高することになった次第でございま
す。

○齊藤(節)委員 その護岸工事でありますけれども、あのへドロ、今どのくらいまだ水銀を含んでいるのですか。同時に、今音響遮断で魚群の通過を防いでいるという話でございましたけれども、そういう潮流であるにもかかわらず、音響遮断だけでは可能なのかどうか、その辺のことを御説明願いたいと思うのです。

○佐竹政府委員 細かいデータは後刻御説明いたしますが、私どもは、この工事の安全性を確認するという見地から監視委員会を設置いたしまして、観測地点を水俣湾内に五点（丸島漁港）に一点、さらに補助観測地点も設けまして常時モニターしながら工事を進めているところでございまして、その結果が予想された数字を大幅にオーバーする場合には工事を施工停止するよう、そういうシステムで工事を進めているところでございまして、現在までのところ、工事が中断したことございませんことから見まして、一応安全に工事は進められているのではないか、かように判断している次第でございます。

○齊藤(節)委員 水俣湾から外側の海洋の付近の魚をとつて実際に水銀はどうかとということを調べられたことはあるわけですか、この辺をちょっとお尋ねします。

○佐竹政府委員 水俣湾外でも、数種類の魚について漁獲いたしまして、その水銀濃度を調べているわけですが、その水銀濃度はいずれも魚類の水銀濃度の暫定基準値を下回っている状況でございまして、問題はないというふうに判断しているわけでございます。

○齊藤(節)委員 問題はないということで、私もそれは調べておりますから、問題はないというふうにも考えておるわけですが、大変重要な問題でございますので、さらにその辺はチェック

しておいていただきたいと思います。
そこで次は、熊本県のチツソ県債についてお尋ねしたいのですが、それとも、熊本県といたしましては、五十三年の六月の閣議了解に基づきまして、チツソ株式会社に対して、同社の経営基盤の維持強化を通じまして患者に対する補償金の支払いに支障を生じないようにすることと、それから地域経済社会の安定に資するという観点から県債を発行しているわけでございますが、チツソ株式会社に対しまして金融支援を行っているわけであります。しかし、県債も五十三年十二月の第一回から第十一回の発行を行っているわけでありますけれども、融資の累計も二百六十二億三千四百万円にも達しているわけです。それにもかかわらず、チツソ株式会社の経営状態は好転どころか非常に悪くなっている。そのようなことから、五十七年度未処理損失も七百三十五億円にも上っているわけでありますけれども、このような状態を国としてどのように考へているのか、環境庁の方にお答え願えればと思います。
それからもう一つ、今後国はどのような指導をこれに対し行っていくのか。これは予算委員会じゃありませんので、ちょっと的を外れているかもしれませんけれども、一応お聞きしておきたいと思います。

○正田政府委員 内容につきましては先生御指摘のとおりになつておるわけでございますが、現在の支払い方式、現行方式によってやらしていただいているが、患者の補償金の支払いといふ一番大事なことについては現行の方式で支障がないと思っておりますので、地元あるいは関係者いろいろ相談の上、現在の方式を続けてまいりたいと思っておるわけでございます。

チツソの経営状態、関係機関で今後もいろいろ御指導いただくことはなつております。しかしながら、いろいろな事態も将来起ころういうことを予想するわけではございませんが、円滑にチツソが償還をしていくことを期待しておりますし、また、そう思つておりますが、いろいろな事態が

○齊藤(節)委員 このような大変な金額をチツソに応援していながら、チツソがなおかつこのような状態で、果たしてこれが再生できるのかどうかということを私は非常に疑問に思うくらいなんですね。そのようなことから、今まで水俣公害関係で費やされた費用、これはもう、今すぐ即答できないかもせんけれども、国及び民間も含めて、おおよそどのくらいのお金がかかってしまつたのか、その辺のことを、もしわかれれば御答弁願いたいのですが……。

○正田政府委員 ちょっと私どもの知つておりますせんこともござりますので、明確にお答えできなくて申しわけないと思いますが、先ほど御指摘ございました県債で今まで補償費を支払つた、これが二百六十二億ござります。それから、根つこといたしまして補償金の支払い額が五百九十億、チツソがございます。それから、民間金融機関によりますところの金融支援、元本の返済猶予とか金利の棚上げとか、そういうのがございますが、これが五百億ぐらいございましょうか。それから、子会社に対する金融の融資とかございますが、その他ちょっと予想できないこともありますので、明確にお答えできない、申しわけございます。

○齊藤(節)委員 そのように、予想もできないぐらいの金がかかつた。これは申すまでもなく、一企業によって起こされた公害であるわけですね。しかも、とうとい人命が失われ、あるいは傷ついているわけです。また、今の御答弁にありましたように、考えられないほどの経済力も失われてしまつた。これはまさに国家の大損害だつたと私は思うわけです。結局これは当時の為政者初め指導者らの、生命の尊厳あるいは人権ということを無視して経済一辺倒の考え方の大きなつけが現在ここにある、そう言つても過言じやないと私は思うわけです。当時この問題が起こりかけたころに

字者あるいは研究者、また良識ある人々の意見を素直に聞き入れて当時対処しておれば、このような重大問題に発展をしないで済んだのだ、私はそんなふうに思うわけです。そういう点から、甚だ残念なことだなと私は思うわけです。そういう点で、一日も早く被害者救済並びに問題解決を図っていただきたいと思うわけです。これについて環境庁長官、いかがございましょうか。

○上田国務大臣　先生のお話のとおり、なるべく速やかにその救済方法を考えていかなければいけない。國も、県も知事さんも非常に力を入れてやつていただいているのですが、まだ十分に進んでおらないと、いうことは非常に遺憾と存ずる次第でございます。今後も力を入れて促進を図つていただきたいと考えております。

その反応生成物によつては反応するんだ、そういうことでもあつたわけです。したがつて、アセトアルデヒドをつくる工程において硫酸水銀が触媒ではあつたけれども、しかし、さらにその生成物のアセトアルデヒドなどをとの反応によつてメチル水銀ができるいたと云ふことで、それが結局排水口へ流れていつてそのような大きな問題が起つたのであります。ですから、先ほども申し上げましたように、そのようなことが初期の段階ではわからなかつたかもしれないけれども、だんだんだんだんわかつてきただ段階においてすぐ対処すればよかつたのではないか、そんなふうに私は思つてゐるわけなのです。私自身も科学者でありますから、その方を非常に心配しているわけです。

いつたものによってあさがることもなく、そして海流も流れがとまることがなく、生けすの養殖ハマチなどをやる場合に非常に都合がいいわけです。そういう点で使われているのですけれども、実はそのトリプチルテインオキサイドというものは網に完全に化学結合しているのではないんですね。化学結合しているのではなくて、しみ込まれてやるだけなんですね。染色じやないのです。私もついこの間、四日ばかり前、沼津へ飛びまして、沼津のハマチ養殖場を全部調査してまいりました。そのような網をどのぐらい使つてているかどうかといふことも全部調査してきたわけでありますけれども、幸いなことに余り使つていなかつたんですね。私は安心して帰ってきたわけでありましたけれども、しかし、それを向こうの漁師の人たちは染色といふうに言つっているんですね。染

色じやなくして、ただ塗りつけて乾燥させて一時にしみ込ませておいて使つてはいるだけなんですね。そうしますと、どうしても溶け出すわけです。ああいう生きずの中に閉じ込められているハマは、そういう有機不純化合物によつてどうして汚染されてくるといふことは、これは言わなくもわかることだと私は思います。

そういうようなことで、まず初めに、そのトリ
プチルテインオキサイド、TBT-Oが我が国でど
のくらい生産されているのか、通産省の方からお
答えを願いたい。

○齊藤(節)委員 五千四百トンと大量に使われてゐるわけでありますけれども、このうち船底塗料に使われている場合が相当多いと思うのですけれども、おおよそで結構ですけれども、何%ぐらい漁網に使われているか、お答えを願いたいと思います。

ただいま申し上げました五千四百トンは、漁網防汚剤としての生産量でござります。したがいま

して、TBT Oにしますと、二〇ないし二五%ぐらいであろうかと推定しております。これが漁網

防汚剤として使われているようございます。
○齊藤(節)委員 私は五千四百トンというのはト
ータルがと思ったら、実はそういやなくて、網を染
めるだけこれだけ使つていいことである

りますので、およそれだけのものが生けすある
いは定置網の防藻剤として、藻は藻類という
味、昆布とか何かですね、そういう防藻剤として
使われているということであるわけですけれど
も、私は有機水銀ほどすばる毒じやないと思つて
います。

これは皆様方に申し上げますけれども、亜鉛カドミー、水銀というものは同族でございます。つまり、兄弟でございます。その有機化合物といふのは大変危険なものでありますけれども、水銀が一番危険ですね。二番目がカドミウム。カドミウムはイタイイタイ病で御存じだと思いますけれども、そのように大変な有毒物質です。亜鉛になりますとそれほど毒性はありませんけれども、しか

し、これも有機化合物になりますと、大量に体内に入つてくると危険だらうと私は思つてゐるわけです。

それに対して、すずの場合は、これはチタン、すず、鉛というのが同族でございます。化学的には兄弟です。それから鉛、鉛有機化合物というのには非常に毒気が強いです。これは申すまでもなくが

ソリンに鉛が入っているわけありますけれども、あれは四エチル鉛が入っているわけですね。そういうのは猛毒であります。そういうのは猛毒であります。そういうのは猛毒であります。四エチル鉛として使つていて、鉛公害なども随分ありますけれども、それと兄弟であるすずが、有機せず、特に有機すれどもブチル基がついていますと非常に危険だと私は思うわけです。

○長谷川政府委員 お答え申し上げます。
　　今も年間生産されて漁網を染めているといふこと、これについて環境庁としてどのようにお考えになりますか。

環境庁といたしましては、既存の化学物質につきましては、一般環境におきます残留レベルを把握するということによりまして適切に対策に反映させるために、化学物質環境安全性総点検調査というものを実施しているところでございます。この中におきまして、TBT-Oにつきましても、昭和五十七年度に環境試料にかかわります微量分析法を開発いたしまして、五十八年度、昨年度におきまして、全国の二十五地区の水質及び底質につきまして調査を行つてあるところでござります。現在、その調査の結果の整理を行つてあるところでございます。

○齊藤(節)委員 そのTBT-Oのハマチといいましょうか、魚肉の中のTBT-Oの分析方法は確立されたのですか。

○長谷川政府委員 環境庁といたしましては、環境

中にありますTBT-Oの分析ということでござりますので、いわゆる自然の水だと川にあります。

泥の中にあります、そういうものを検出する手法を五十七年度開発しまして、五十八年度にそ

の調査を一部実施しておるという段階にござります。

○齊藤(節)委員 これは実は農林水産省の水産庁

の方から国立公衆衛生院の方に、魚肉中のTBT

Oの分析法について依頼されていたはずでけれども、その辺水産庁の方からお答え願いたいと思

います。

○山添説明員 私どもは、いわゆるTBT-Oが、

養殖網に使つた場合に魚肉中に移行するのかどうか、こういう調査を五十七年度から開始したわけ

でございますが、それまで魚肉中のTBT-Oをは

かるという技術がございませんでしたので、先生

今おっしゃいましたように、国立公衆衛生院並びに分析機関の方々にお願いしまして、そういう技

術を開発をしまして調査をしたという次第でござ

います。

○齊藤(節)委員 五十七、五十八年にやられて

いるはすですけれども、分析法は完成していると思

いますけれども、実際にこのような網を使った生

けすで生産されたハマチ類にすずがどのくらい含まれているかといったことについては、まだはかられていないのじゃないかと私は思うのですがありますけれども、しかし、このような生けすで生産されているハマチの量はどのくらいですか。ハマチあるいはタイですか、そういうものを養殖されているはずですか。どちらも、どのくらいの生産量があるのでしょうか。

○守矢説明員 お答えします。

養殖ハマチの生産量は昭和四十年くらいから急激にふえてまいりまして、五十年には十万トンの大台に達しました。最近の生産量は十五万トン前後で推移しております。

今、先生お尋ねの、このうち漁網防腐剤を使つられた魚の生産量はどのくらいかということございま

ましたが、これにつきましては統計がございま

せんが、主要生産地等からの聞き取り調査によ

ると、昭和五十年代の前半ですね、五十三年から

五十五年くらいにかけましてはおむね半数が漁

網防腐剤を使いました網、これを使って生産をし

ている、こういうことでござります。しかしながら

、最近時点におきましては水産庁及び業界団

体、これらの漁網防腐剤使用の自発運動の指導、

こういうこともありまして、次第に使用割合は減

つてきていると聞いております。

○齊藤(節)委員 今のお話の中で、かなりの魚が

養殖されているわけでありますけれども、このよ

うなものを、私は今回の調査で感じたわけだけれども、使わなくてもやつていいと思うのです

よ。なぜかと申しますと、いろいろ漁民の方々と

でござりますが、それまで魚肉中のTBT-Oをは

かるという技術がございませんでしたので、先生

今おっしゃいましたように、国立公衆衛生院並びに分析機関の方々にお願いしまして、そういう技

術を開発をしまして調査をしたという次第でござ

います。

○齊藤(節)委員 五十七、五十八年にやられて

いるはすですけれども、分析法は完成していると思

いますけれども、実際にこのような網を使った生

けでござりますが、それで魚肉中のTBT-Oをは

かるという技術がございませんでしたので、先生

今おっしゃいましたように、国立公衆衛生院並びに分析機関の方々にお願いしまして、そういう技

術を開発をしまして調査をしたという次第でござ

います。

○齊藤(節)委員 五十七、五十八年にやられて

いるはすですけれども、分析法は完成していると思

いますけれども、実際にこのような網を使った生

けでござりますが、それで魚肉中のTBT-Oをは

かるという技術がございませんでしたので、先生

今おっしゃいましたように、国立公衆衛生院並びに分析機関の方々にお願いしまして、そういう技

術を開発をしまして調査をしたという次第でござ

います。

○齊藤(節)委員 五十七、五十八年にやられて

いるはすですけれども、分析法は完成していると思

いますけれども、実際にこのような網を使った生

けでござりますが、それで魚肉中のTBT-Oをは

かるという技術がございませんでしたので、先生

今おっしゃいましたように、国立公衆衛生院並びに分析機関の方々にお願いしまして、そういう技

術を開発をしまして調査をしたという次第でござ

います。

○齊藤(節)委員 五十七、五十八年にやられて

いるはすですけれども、分析法は完成していると思

いますけれども、実際にこのような網を使った生

けでござりますが、それで魚肉中のTBT-Oをは

かるという技術がございませんでしたので、先生

今おっしゃいましたように、国立公衆衛生院並びに分析機関の方々にお願いしまして、そういう技

術を開発をしまして調査をしたという次第でござ

います。

○齊藤(節)委員 五十七、五十八年にやられて

いるはすですけれども、分析法は完成していると思

いますけれども、実際にこのような網を使った生

けでござりますが、それで魚肉中のTBT-Oをは

かるという技術がございませんでしたので、先生

今おっしゃいましたように、国立公衆衛生院並びに分析機関の方々にお願いしまして、そういう技

術を開発をしまして調査をしたという次第でござ

います。

○齊藤(節)委員 五十七、五十八年にやられて

いるはすですけれども、分析法は完成していると思

いますけれども、実際にこのような網を使った生

けでござりますが、それで魚肉中のTBT-Oをは

かるという技術がございませんでしたので、先生

今おっしゃいましたように、国立公衆衛生院並びに分析機関の方々にお願いしまして、そういう技

術を開発をしまして調査をしたという次第でござ

います。

○齊藤(節)委員 五十七、五十八年にやられて

いるはすですけれども、分析法は完成していると思

いますけれども、実際にこのような網を使った生

けでござりますが、それで魚肉中のTBT-Oをは

かるという技術がございませんでしたので、先生

今おっしゃいましたように、国立公衆衛生院並びに分析機関の方々にお願いしまして、そういう技

術を開発をしまして調査をしたという次第でござ

います。

○齊藤(節)委員 五十七、五十八年にやられて

いるはすですけれども、分析法は完成していると思

いますけれども、実際にこのような網を使った生

けでござりますが、それで魚肉中のTBT-Oをは

かるという技術がございませんでしたので、先生

今おっしゃいましたように、国立公衆衛生院並びに分析機関の方々にお願いしまして、そういう技

術を開発をしまして調査をしたという次第でござ

います。

○齊藤(節)委員 五十七、五十八年にやられて

いるはすですけれども、分析法は完成していると思

いますけれども、実際にこのような網を使った生

けでござりますが、それで魚肉中のTBT-Oをは

かるという技術がございませんでしたので、先生

今おっしゃいましたように、国立公衆衛生院並びに分析機関の方々にお願いしまして、そういう技

術を開発をしまして調査をしたという次第でござ

います。

○齊藤(節)委員 五十七、五十八年にやられて

いるはすですけれども、分析法は完成していると思

いますけれども、実際にこのような網を使った生

けでござりますが、それで魚肉中のTBT-Oをは

かるという技術がございませんでしたので、先生

今おっしゃいましたように、国立公衆衛生院並びに分析機関の方々にお願いしまして、そういう技

術を開発をしまして調査をしたという次第でござ

います。

○齊藤(節)委員 五十七、五十八年にやられて

いるはすですけれども、分析法は完成していると思

いますけれども、実際にこのような網を使った生

けでござりますが、それで魚肉中のTBT-Oをは

かるという技術がございませんでしたので、先生

今おっしゃいましたように、国立公衆衛生院並びに分析機関の方々にお願いしまして、そういう技

術を開発をしまして調査をしたという次第でござ

います。

○齊藤(節)委員 五十七、五十八年にやられて

いるはすですけれども、分析法は完成していると思

いますけれども、実際にこのような網を使った生

けでござりますが、それで魚肉中のTBT-Oをは

かるという技術がございませんでしたので、先生

今おっしゃいましたように、国立公衆衛生院並びに分析機関の方々にお願いしまして、そういう技

術を開発をしまして調査をしたという次第でござ

います。

○齊藤(節)委員 五十七、五十八年にやられて

いるはすですけれども、分析法は完成していると思

いますけれども、実際にこのような網を使った生

けでござりますが、それで魚肉中のTBT-Oをは

かるという技術がございませんでしたので、先生

今おっしゃいましたように、国立公衆衛生院並びに分析機関の方々にお願いしまして、そういう技

術を開発をしまして調査をしたという次第でござ

います。

○齊藤(節)委員 五十七、五十八年にやられて

いるはすですけれども、分析法は完成していると思

いますけれども、実際にこのような網を使った生

けでござりますが、それで魚肉中のTBT-Oをは

かるという技術がございませんでしたので、先生

今おっしゃいましたように、国立公衆衛生院並びに分析機関の方々にお願いしまして、そういう技

術を開発をしまして調査をしたという次第でござ

います。

○齊藤(節)委員 五十七、五十八年にやられて

いるはすですけれども、分析法は完成していると思

いますけれども、実際にこのような網を使った生

けでござりますが、それで魚肉中のTBT-Oをは

かるという技術がございませんでしたので、先生

今おっしゃいましたように、国立公衆衛生院並びに分析機関の方々にお願いしまして、そういう技

術を開発をしまして調査をしたという次第でござ

います。

○齊藤(節)委員 五十七、五十八年にやられて

いるはすですけれども、分析法は完成していると思

いますけれども、実際にこのような網を使った生

けでござりますが、それで魚肉中のTBT-Oをは

かるという技術がございませんでしたので、先生

今おっしゃいましたように、国立公衆衛生院並びに分析機関の方々にお願いしまして、そういう技

術を開発をしまして調査をしたという次第でござ

います。

○齊藤(節)委員 五十七、五十八年にやられて

いるはすですけれども、分析法は完成していると思

いますけれども、実際にこのような網を使った生

けでござりますが、それで魚肉中のTBT-Oをは

かるという技術がございませんでしたので、先生

今おっしゃいましたように、国立公衆衛生院並びに分析機関の方々にお願いしまして、そういう技

術を開発をしまして調査をしたという次第でござ

います。

○齊藤(節)委員 五十七、五十八年にやられて

いるはすですけれども、分析法は完成していると思

いますけれども、実際にこのような網を使った生

けでござりますが、それで魚肉中のTBT-Oをは

かるという技術がございませんでしたので、先生

今おっしゃいましたように、国立公衆衛生院並びに分析機関の方々にお願いしまして、そういう技

術を開発をしまして調査をしたという次第でござ

います。

○齊藤(節)委員 五十七、五十八年にやられて

いるはすですけれども、分析法は完成していると思

いますけれども、実際にこのような網を使った生

けでござりますが、それで魚肉中のTBT-Oをは

かるという技術がございませんでしたので、先生

今おっしゃいましたように、国立公衆衛生院並びに分析機関の方々にお願いしまして、そういう技

術を開発をしまして調査をしたという次第でござ

います。

○齊藤(節)委員 五十七、五十八年にやられて

いるはすですけれども、分析法は完成していると思

いますけれども、実際にこのような網を使った生

けでござりますが、それで魚肉中のTBT-Oをは

かるという技術がございませんでしたので、先生

今おっしゃいましたように、国立公衆衛生院並びに分析機関の方々にお願いしまして、そういう技

術を開発をしまして調査をしたという次第でござ

います。

○齊藤(節)委員 五十七、五十八年にやられて

いるはすですけれども、分析法は完成していると思

いますけれども、実際にこのような網を使った生

けでござりますが、それで魚肉中のTBT-Oをは

かるという技術がございませんでしたので、先生

今おっしゃいましたように、国立公衆衛生院並びに分析機関の方々にお願いしまして、そういう技

術を開発をしまして調査をしたという次第でござ

います。

○齊藤(節)委員 五十七、五十八年にやられて

いるはすですけれども、分析法は完成していると思

いますけれども、実際にこのような網を使った生

けでござりますが、それで魚肉中のTBT-Oをは

かるという技術がございませんでしたので、先生

今おっしゃいましたように、国立公衆衛生院並びに分析機関の方々にお願いしまして、そういう技

術を開発をしまして調査をしたという次第でござ

います。

○齊藤(節)委員 五十七、五十八年にやられて

いるはすですけれども、分析法は完成していると思

いますけれども、実際にこのような網を使った生

○難波説明員 お答えいたします。
すけれども、食品安全という意味からこのような
養殖ハマチについてどのようにお考えになつてお
られるか、御答弁願いたいと思います。

養殖魚介類の食品衛生上の安全の確保につきましては、養殖時における対策と非常に密接に関係するものでございますから、従来から私どもも水産庁とよく連絡をとりながら対策を講じておると

ところでございます。先ほと先生御指摘のように、TBT-Oを主成分とする漁網防汚剤の魚体への移行残留につきましても現在水産庁が調査をされて、いると伺っておりますし、近く結果がまとまると思ひます。

性の確保、国民の健康を守るという観点から、もし養殖魚にTBT等有害物質が残留するというような実態が出てきた場合には、直ちに専門家に必要な検討をお願いするとともに、それらの結果に基づきまして必要な処置を講じてまいりたいと考えておる次第でございます。

なるわけでございまして、厚生省としても、この
ような重金属有機化合物による汚染の魚について
は、どのような状態で現在養殖されているのか、
また、どのような経過をとつてきて消費者の口に
入るのか、その辺のことともいろいろ検討されまし
て、安全をどこまでも確保していくような食品安全
全ということを考えていっていただきたいと私は
思うわけでございます。

そういうことで、このようなトリプチル
テインオキサイドというような物質によつて海洋
が汚れているということだけじゃなくて、いろい
ろの重金属化合物があるわけでございます。と申
しますのは、これは必ずしも人為的につくられる
ばかりじやなくて、無機金属化合物と有機物質が
あればそこでバクテリアの働きで有機金属化合物
ができる場合が非常に多いわけです。こういう研
究も、特に有機水銀につきましては相当研究され
ておりますので、相当わかつておりますけれども、

我々の生活が重金属類を非常に大量に今使つていい時代でありますので、それはどうしても川を伝つて海洋に入るといふいろいろなことがあります。環境が汚れていくわけでありますので、環境庁といたしまして、その辺全国的に、海の水ばかりじゃなくて、川の水もまた湖沼等も水についてチエックをやつていつていただきたいと思うわけでありますけれども、その辺 環境府長官、いかが

○上田國務大臣 齊藤先生の御指摘のとおり、新しいと申しますか、今までわからなかつた有機化合物ができてまいりますので、環境庁のこれからの進むべき道といたしましては、そういうものによつて公害が起らないう�にこれからやつていかなければならぬと考へております。まず、はしりに地下水の調査をやらしていくだけきましたが、先生御指摘のように、海水中のもの、また河水の中、湖沼水の中、表流水、そういうものについて検討をしていきたいと考えております。

○齊藤(節)委員 そのようにいろいろ長官が考え

ていただきたいと思っております。最近幸いなことに、企業、特に工場からの排水など余り問題にはなっていないようでありますけれども、私一番心配しておりますのは、重金属及び弗素含有排水、この弗素と重金属はどういうところでよく使われておるかと申しますと、半導体の製造工場だとその周辺の製品製造工場あるいはプラウン管、螢光灯製造工場、金属表面処理工場、ガラス工場、窯業工場、それから、ごみ焼却場も入りますけれども、火力発電、こういったところで重金属と弗素化合物が排水の中に含まれてくることが非常に多いわけです。これらについて、複合排水でありますけれども、環境局として実際にその後もずっとチエックしておられるかどうか、その辺ちょっとお聞きしたいのですけれども。

半導体工場、プラウン管工場あるいはごみ焼却場、いざれも水質汚濁防止法の規制対象となつております。その排水中のカドミウム、鉛、水銀等の重金属、それから弗素も排水規制が行われているところでございます。

これらの水質汚濁防止法の規制対象となる工場につきましては、都道府県が定期的に立入検査を行つて排水の水質を調査し、適宜指導を行つてい

るわけでござります。都道府県からの報告によりますと、五十七年度は半導体工場やブラン管工場を含みます金属製品、機械器具製造業に分類される事業所数が九百九十六工場、それからまた、ごみ焼却場の数が一千三百十四ございますが、このうち重金屬に係ります排水基準違反は、金属製品、機械器具製造業が、六箇クロムにつきまして、二件ござります。それから、弗素に係る排水基準違反はゼロということでございまして、環境庁といいたしましては今後とも公共用水域の水質が適正に保たれるよう、産業界の動きに対応しまして水質汚濁防止法の適切な運用を図つてまいりた

○齊藤(節)委員 もう時間もなくなりましたので、これで私やることにしますけれども、いざにしましても、環境庁長官並びに環境庁の方々、各省庁の方々に、環境というのは、最近海水も河川水も湖沼水も、また大気も土壤も、我々の生活が大変複雑になればなるほど汚れてくることが非常に多いわけでありますので、その辺のバックグラウンドをすべてチェックしておいて、統計的にどうなっているのかということをどこまで調べて聞いていただきたい、これを要望いたしまして、私の質問を終わります。

どうもありがとうございました。

○竹内委員長 次に、藤田スミ君。

○藤田(ス)委員 私は、今回この質問を前にしました。実はこの日曜日と月曜日、水俣に行つてしましました。この間、大臣はぜひ水俣を訪ねてほしい、調査をしてほしいということを随分言われてしましましたけれども、私はやはり少なくとも環

境厅長官は水俣に行って、御自身で水俣を見てほしいということを改めて思つたわけあります。水俣病をめぐる問題というのは、とても一口では言いあらわせないほど複雑多岐にわたつておりますし、かつ大変深刻であります。だから、今議題になつております認定促進の問題だけではなく、認定申請者の問題というのはほんの氷山の一角と言われるほど大変広範にその被害が広がつて

いて、その被害の全容の解明の問題というのも大変大事であります。また、水俣湾を復元する問題あるいはまたこの水俣病によって有形無形の被害をこうむっている地域の振興の問題、さらに、いわゆる県債の問題、こういうふうに問題は極めて多いわけであります。そういうことを私は水俣を訪ねて改めて認識するとともに、けれども積極的に取り組んでいけばそこから必ず大きな展望が開けてくるということをまた思いました。そういう認識の上に立つて、きょうは幾つかの問題について政府の見解をただしていきたいと思います。まず第一に、この法律の名称にあります認定促

○いつでもこれが患者の切り捨て促進ということにならぬことはならないわけでありまして、しかし、そういうことを抜きにしましても、滞留申請者をなくしていく、認定か棄却かということを別にして、この滞留申請者をなくしていく、この点だけ見ても私は今回のこの臨時措置法を含む政府の対応というのはもう破綻をしているというふうに思われるを得ないわけであります。政府は、この認定促進については、昭和五十二年にいわゆる百五十人検診、百二十人審査体制というのをつくりました。そして、五十三年に、議員立法ですが、この水俣病認定促進臨時措置法というのをつくっていつたわけです。

○まず、最初にお伺いいたしますが、昭和五十三年以降各年度末ごとの滞留申請者の数はどうなっているか、お示しをいただきたいと思います。

○長谷川政務委員 お答え申し上げます。

五十三年度以降各年度末の未処分者の数を申し

上げます。五十三年度末におきまして六千二百三人、五十四年度末におきまして六千百十五人、五十五年度末におきまして五千七百二十一人、五十六年度末におきまして五千五百四十八人、五十七年度末におきまして五千四百三十一人、五十八年度末におきまして五千七百四人ということになつております。

○藤田(ス)委員 いかがでしようか。この数を聞いておりましても、要するに、水俣病の関係閣僚会議までつくつて対策をやつたけれども問題は解決しなかつたということじやないでしようか。特にこの臨時措置法について言えば、認定促進にはほとんど役に立たなかつたし、今後も役立つものとは思われないわけなんですが、この臨時措置法は五十四年二月から施行されておりますが、その臨時措置法の対象者、すなわち旧法による申請者は何人いたのか。そして、今日までそのうちの何人がこの臨時措置法による申請を行つてているのか、お伺いしたいわけです。

○長谷川政府委員 臨時措置法が施行されました昭和五十四年の三月末現在の数字でございますが、臨時措置法が対象といしております数、いわゆる旧法申請者の方々の数でございますが、千四百二名でございます。本年二月末現在ではその方々の数は四百三十一名という形になつております。

また、この臨時措置法施行後五十八年末までに、この臨時措置法に基づきまして環境庁長官に申請された方は七十二名いらっしゃいまして、これらの方々につきましては既に所要の処分を終えておるところでございます。認定が二十名、棄却が五十二名ということになつております。さらに、本年になつて新たに二十三名の方々から申請がございまして、現在所要の準備を進めておるところでございますが、できるだけ早く審査会にお諮りいたしまして所要の処分を行いたいというふうに考えております。

○藤田(ス)委員 每年七百から八百という単位で申請者が出てるのです。それにもかかわらず、

この五年間に大体百人程度、これが認定促進といふことに役立たなかつたと言わざればならないと思います。昨年言い渡されたいわゆる待たせ賃判決の中でも、この法律、この臨時措置法は全く空文化したものだというふうにまで言われているわけあります。この点、提案者の御見解をお伺いしたいと思います。

○福島議員 確かにこの判決の中で「空文化」という言葉が使われておりますが、私はこの法律自体に大きな欠陥があつたり実情に沿わない点があれば「空文化」と言われてもやむを得ないかと思ひますけれども、そういうことではなくて、申請者の方々が何となく県の審査会じをお持ちになつて國の方にはなかなかおいでにならぬといふ氣分が私は背景にあるのではないかも知れないという意味で、今回三年間の延長をお願い申し上げた次第でございます。

○藤田(ス)委員 この法律ができてから本当に百人というくらいのわずかな数しか實際には仕事をしていないわけですね。だから、判決の方でも「右法律は全く空文化したものと言わざるを得ず」という厳しい言葉を出しているわけです。何か自然消滅とか門戸を狭めてしまうと言うと大変脅威に聞こえるわけですが、しかし、この臨時措置法によるこれまでの実績を見れば、そして現状を見れば、これが認定促進に何ら役立つものではないということを私は申し上げたいわけです。だから、こうした点からいえば、今回の延長はまさに待たせ賃訴訟の裁判対策だとか、水俣病対策の破綻を覆い隠すための極めて政治的理由によるものである、こういうふうにもまた思はざるを得ないわけになります。

そこで、もう一度滞留申請者全体の問題に戻つてお伺いをしますが、昭和五十二年に百五十人検診、百二十人審査という体制をつくつて、しかし滞留は一向に減らない、五十四年以降はようやく、年度ごとに見れば処分者の数が申請者の数を上回るようになつています。しかし、単純に処分者の数と申請者の数とを差し引きして計算しますと、五十四年ではわずか九十九人、五十五年では三百九十三人、五十六年では百七十三人、五十七年では百十七人というようなペースでしか処分者を消化していないわけです。このペースでいき

つというふうに思つていらつしやるのかどうか、この点私は重ねて提案者にお伺いをして進めていきたいわけです。

○福島議員 私どもの考えは、この法律を、臨時措置法というものを自然消滅させてしまう、いわば門戸をそれだけ狭めていかなければならぬといふ現在の情勢ではない。むしろ県にしても国にしてもできるだけと強化をいたしまして、そして現在の申請、認定の体制というものを一層整備していく必要があつても、この門戸を狭めていくことは政治的にはどうしてもとりがたい状況である。そういう意味で、今回三年間の延長をお願い申し上げた次第でございます。

○藤田(ス)委員 この法律ができてから本当に百人といふくらいのわずかな数しか實際には仕事をしていないわけですね。だから、判決の方でも「右法律は全く空文化したものと言わざるを得ず」という厳しい言葉を出しているわけです。何か自然消滅とか門戸を狭めてしまうと言うと大変脅威に聞こえるわけですが、しかし、この臨時措置法によるこれまでの実績を見れば、そして現状を見れば、これが認定促進に何ら役立つものではないといふことを私は申し上げたいわけです。だから、こうした点からいえば、今回の延長はまさに待たせ賃訴訟の裁判対策だとか、水俣病対策の破綻を覆い隠すための極めて政治的理由によるものである、こういうふうにもまた思はざるを得ないわけになります。

○長谷川政府委員 お答え申し上げます。

ただいま先生から先行きの見通しのお話があつたわけでございますが、私どもといたしましては、過去のそれぞれの年次におきます申請者数あるいは処分数ということは先生のおつしやるとおどりでございますけれども、傾向から申し上げますと、申請者数は年々減つておるところでございまして、五十四年以降は千名を切つておる状況にござります。一方におきまして、五十四、五年のころにおきましては、処分数が千五百件ぐらいはやつた実績等もございまして、いわゆる検診、審査体制が軌道に乗りますればかなりの処分等が進められるであろう。一方におきましては、申請者の方々は年々減少傾向にありますので、そういう面

では、先生のお話のよう、三百件ベースあるいは百件ベースでの将来推計ということは、必ずしもそなないのではないかというふうに思つてゐるわけでございます。

いたしましても、先行きの見通しにつきましては、申請者の状況あるいは処分の状況等によりまして非常に厄介な問題でございます。

現在のところにおきまして見通しを申し上げることはなかなか困難で、何とも言わないとところでございますが、私どもいたしましては、従来より検診の確保なり検診機器の整備に努めまして、検診、審査体制の充実によりまして迅速な処分を進めてまいりたいというふうに思つてゐるところでございます。

○藤田(ス)委員 大変正直におつしやいました。現実にはその見通しを何とも示すことができない、大臣、こういうことであります。もちろんこれには被害者十万人以上と言われる、そういう被害の規模が大変大きい。だから、私は申請者が減つてくるだろうなんて認識はとんでもないと言いたいわけですが、これはまた別の議論になりますからやめますが、まだだ認定申請者の数は減るというようなものじありませんよ。この点だけははつきり申し上げておきます。ただ、この問題の解決の一つのかぎでありますか、それはどういう立場で政府が認定申請に取り組むかということにかかっていると思うわけであります。

そこで、お伺いをいたしますが、例の新事務次官通知が出るまでの昭和五十年から五十三年までの四年間の審査の数、その中の認定と棄却の数と率、それから新事務次官通知が出た以降、昭和五十四年から五十七年の同じく認定と棄却の数とその割合、これをお示しをいただきたいのです。

○長谷川政府委員 お答え申し上げます。昭和五十年度から五十三年度までの間の審査の件数は五千八百三件、そのうち認定数が八百六十六件、棄却数が千七百十一件でございます。審査数で認定の数を割った割合は、いわゆる認定率でございますが、一四・九%、同じように棄却率は

二九・四%ということになつております。また、五十四年度から五十七年度までの間ににおきましての審査件数は五千七百五十三件、そのうち認定の件数が三百九十件、棄却の件数が三千三百七十七件でございまして、先ほど同様に審査の総数で認定数を割りましたいわゆる認定率、機械的な計算でございますけれども六・七%、棄却率は五八・六%という形になつております。

○藤田(ス)委員 ただいまのお話のように、認定率は一四・九%私の計算では一五・九となつておりますが、間違いですか。一四・九でいいのであります。○長谷川政府委員 一四・九であろうと考えております。

○藤田(ス)委員 認定率は一四・九%から六・七%というふうに半減ですね。一四・九%認定率があつたのが六・七%ですから、半減ですね。棄却率の方はどうでしようか。今のお話にありましたように、棄却率は二九・四%から何と五八・六%、これは倍増といふことになるわけであります。だから、現地に行きますと、認定されるのは宝くじに当たるようなものだ、これはもう本当にだれもが言つているわけです。こういう状態では幾ら国の方に申請してくださいと言つても、検診拒否だとかまた再申請といふことにもなるわけでして、こういう基本姿勢を変えないで政府が幾ら認定促進と言つても問題は解決をしていかない、こういふふうに考えます。

そこで、その検診拒否の問題ですが、確かに意識的に検診拒否しようという一部の患者さんもあることはあります、この検診拒否という問題について政府はその理由を一体どういうふうに承知をしておられますか。

○長谷川政府委員 先生御案内とのおり、五十五年九月に一部の認定申請者団体が検診拒否運動を始めたところでございます。国及び県におきましては、五十一年末に行われました不作為違法確定訴訟判決、その後特に検診、審査体制の整備等認定業務の促進のために必要な措置を講じてまい

りまして、その結果、認定業務が促進されつつあります。申訴者の方々に検診を受けていただくといふことがどうしても必要でございますのに、申請に残念なことというふうに思つておるところでございます。

申請者が水俣病であるかどうかを判断するためには、申請者の方々に検診を受けていただくといふことがどうしても必要でございますのに、申請をしていながら検診を受けていただけない、ということにつきましては、いろいろな理由等があるとは思いますけれども、どう理解してよろしいのか苦慮しておりますところでございます。

私もいたしましては、熊本県とも十分相談いたしまして、申請者に認定制度の趣旨を十分理解してもらうよう努めまして、検診を受けてもらうことによって認定業務の促進を図つてまいりたいというふうに思つております。

○藤田(ス)委員 私も検診拒否ということについて一番知りたいから水俣に行つたのです。そして、患者さんといろいろお話をしました。それは確かに理由はいろいろあります。私も実際に自分で検診センターに行きました、どういう検診をしておられるかというのを、目のくるくる回つて見て、患者さんといろいろお話をしました。それは確かに理由はいろいろあります。私は自分自身もそういったところもいろいろテストをしてもらいました。大変煩雑であり、正直、苦痛ということは、私は自分自身もそういうふうに思つたわけです。

また、そもそも検診とはイコール棄却ではないかという不信感も大変多いと思います。しかし、理解をいただけない、ということに対しても受けられないといふふうに思われますけれども、あそこに行つて、あそこの中へ患者の皆さん、申請をしておられる皆さんの声を聞けば、本当にそれが解けるような気がするわけなんです。それはジンジンチクチクと水俣病特有の症状というのがありますが、ジンチクチクとするかは気持ちが悪かもんですたい、こう言われるわけです。棄却されても棄却さ

れてもジンジンチクチクはちつとも変わらない、こう言うのです。しかも、仕事はできぬ、生活はきつか、せめて医療費なりとも、こういう気持ちが底深くある中で、検診拒否というのは、これは本当に水俣に住む、そして非常に大きく広がつているこの被害の中で、暮らしの中から出てきてる悲痛な、何というのですか、これはだれかに呼びかけられたとかそういうものじゃなしに、悲痛な声だというふうに私は受けとめてまいりました。結局早く言えば、治療研究事業、医療費の問題を理由としたものなのです。ここどころはどうしてもわかつていただきたい。大臣、わかつてほしいわけです。

簡単に言えば、申請してから一年たたないと医療費が支給されません。そして、一度棄却されると再申請をする。だつてジンジンチクチクがちつとも変わらないわけですから再申請をする。そうすると、医療費の方は一年間ストップされてしまうのです。また一年たたないと医療費が支給されない。その間には、仕事に行かなければならぬし、医者にも行かなければならない。そこで大変深刻な状態が出てまいります。だから、棄却されないよう検診を受けない、こういうようなことになつてくるわけです。

大臣、みずから認定を希望して申請をしながら、それに必要な検診を受けたくとも受けられないと、この被害者にとってまさに自滅的ともいふふうに思われます。そのふうに思われます。大変な状態が出てまいります。だから、棄却されないよう検診を受けない、こういうようなことになつてくるわけです。

○上田国務大臣 お答え申し上げます。まさにその辺のところが悩みがいろいろおあります。なるのじやなかろうかとは思うのでございますが、一応研究費といふことになつておるのが今の予算の状況でございます。それをいろいろ考えて医療費にお使いをいただけるようにしていくふうに思われます。

らしていただいているところでございます。何分、医者に早く検診を受けていただきたいということによつてジンジンチクチクのところをわかつていただけるようにしてもらわなければいけないのにやなかろかと私は思うのでござります。極力検診を早めてそういう問題に対しても解決を図つていただきたいというふうに考えております。

○藤田(ス)委員 ちょっとよくわかつておられない。検診を受けられないと言つてゐるのに、検診を早めてなんと言つたって、そんなことはちつとも話にならないわけですね。だから、どうしても水俣に行つてほしいといふうに重ねて申し上げたいわけです。申請者といいましても、それぞれの水俣に住んで、そして魚を食べて、主治医からこれは水俣病だという診断を受けて申請をしているのですから、そして申請即医療費といつても、だから、やみくもに申請しているものじゃないわけです。そうなんですよ。そして、この治療研究事業については、既に昨年の待たせ賃訴訟判決では、「その給付の始期、額においてなお制限があるもので、水俣病患者の救済ということには程遠いものである」ここでこういうふうにはつきりと言つております。要するに、裁判所もこの制度は初めの一 年間支給されないとすることも含めて、問題があるということを認めているわけなんです。

この申請即医療費がどうしてできないのか、もう一度明確に御答弁をいただきたいと思います。

○長谷川政府委員 申請者治療研究事業に関するお尋ねでございますが、先生御案内とのおり、これは水俣病認定申請者が申請されましてから处分までの非常に長い期間にわたる場合もありますことから、その申請者の方々の病状の変化を把握するというために、その間に治療に要した経費の一部を助成するということで、研究を目的とした内容でやつてある事業でございます。したがつて、この事業は、先生のお話にござりますように、申請後一年以上、症状の程度によりましては六ヶ月以上経過したものと、一定要件のものに実施いた

しているところをざいまして、申請即医療助成ということをとることにつきましては、この治療研究事業の趣旨からいっても適当ではないというふうに考えていろいろでございます。
○藤田(ス)委員 治療研究事業の趣旨からいつても、研究というのには十分役立つじやありませんか。棄却をした。再申請をする。棄却をした人が再申請をする。ジンジンチクチクがきのうときようも同じだから再申請する。だったら、そのままで研究したら十分研究が拡大するということになるじやありませんか。実態は、その患者さんの病状をずっと研究していくためにということで治療費として出しているわけです。だから、その一年の待たせ期間を待たせないで、ジンジンチクチクするんだ、棄却と言われたけれども、そうじやないと思う、ちつとも症状は変わらないということになつて、医者がそう判断する、そうすれば、医療費をそのまま支給して、その患者が本当にそういう状態でなぜなのかという研究をしていけばいいじゃないですか。それは研究の拡充であつて、研究とちつとも矛盾するものじやありませんよ。

程度によっては半年の方もいらっしゃいますけれども、それ以降の方々について研究を続けるという観点で行っているということでございます。
○ 薩田(ス)委員 その制度の中身の目的は私よくわかつてます。だから、中身の目的をより達成していくために、その一年の待たせ期間を、申請で即医療費の支給でいつたつてちつとも矛盾は起こらない。要するに、これはお金の問題だけじゃないんですか。県の方も財政難を理由に、できないんだと言つてはいるわけです。二千五百萬円が県の負担、国も同額ですから二千五百萬程度です。これは県が二千五百万程度あれば申請即医療費の支給ということは実現できるんだ、だけど財政難でということを言つてはいるわけです。だから、お金の問題なんです。大臣 そういうことがあります。
治療研究事業というのは、審査会で棄却されたけれどもその患者がどうなつたか、本人が訴えていて医者もその症状に変化がないと、ということで判断をして再申請をするわけですから、そういうふうに判断をして再申請した人にすぐ医療費の支給をしていけば、これはむしろ治療研究事業の充実拡大につながるのであって、要するに予算の問題なんですね。だつたら、私はこの辺で誠意を見せるべきじゃないかというふうに考えます。
大臣、もう一度お答えをいただきたいわけですね。
○ 長谷川政府委員 事務的なことを御説明申上げます。
治療研究事業と申しますのは、本来申請者が速やかに処分等が行われますれば、この治療研究事業は必要ないものというふうに考へてあるわけですが、現在のところ、申請から処分までの期間が非常に長くわたるというようなことから病状把握という観点で行つておるということをございまして、比較的短い期間に処分が行われる形になればこの治療研究事業は本来必要ないものであろうというふうに考へてあるところでござります。

○藤田(ス)委員 そんなのは答弁になつていませんよ。もともとそんなふうに患者を待たせているのも国の責任じゃないですか。そこら辺の責任を全く胸に問わないで、そんなことはいけませんよ。余りこれにこだわつていたら時間がなくなりますから、私さつき患者の声をそのまま熊本弁で言つたわけですが、大臣、もう一度この問題についてお答えください。それから続けていきたいと思います。

○上田国務大臣 先生からいろいろ具体的にお話をあつたのでござりますが、病状の重い方については六ヶ月といいますか、一年でなくて早くそういう研究費をつけてその状態を把握させていただくようにさせていただいておるのでござります。その判断はやはりお医者さんの判断によるわけでございまして、そういう点でいろいろと私どもも予算を要求をさせていただいておるところでございます。

○藤田(ス)委員 本当にもうこれ以上尋ねてもしようがないなと思うのですが、医者の判断によって支給をしていくものだ。だったら、医者は判断しているわけです。医者は見事に判断していますよ、この人は棄却されたけれどもその症状はちっとも変わらない。だから、要するに予算なんです。大した予算がかかるわけでもないのに、そういうふうに理由にもならない理由をいつぱい言われて、そして認定促進だという言葉を何ぼ使われても、それはもう本当に言葉だけのものだというふうに思われるを得ないわけであります。

次の問題に移ります。

先ほど、認定促進はどういう立場でやるのか、もちろん絶対に棄却促進であつてはならないということを申し上げたわけありますが、その点で極めて問題なのがいわゆる死後認定の問題、解剖の後の認定の問題です。この点は参議院で我が党の近藤議員も簡単に触れておりますけれども、熊本県ではこれまで解剖を受けた人の二百六十二人の中のうち認定されたのは百四十四人、認定率は五・五%、最近の数字で言つても五十八年は二十

六人中十四人、認定率は五三・八%です。先ほど私が認定率をお伺いしましたときの御答弁では、最近では六・七%と認定率は落ちております。そういうことからしたら随分大きな差があるわけですか。

○長谷川政府委員 お答え申し上げます。

法によります水俣病の認定につきましては、先生もよく御案内とのおり、臨床医学的に健康被害が存在しているかどうかという点で行われるものでございまして、解剖後の病理所見といふものは臨床所見を裏づける資料というような形で取り扱われているものでございます。

水俣病の認定申請者の方々が亡くなられまして、解剖された水俣病と認定されたケースにつきましては、数字の割合で言いますと先生のお話のとおりでございますが、このそれぞれのケースは臨床所見に解剖後の病理所見を加えまして、先ほど申し上げましたように、専門家のお集まりでございます審査会において総合的に判断された上で水俣病であるというぐあいに認定された方々でござります。そういうことで、それぞれの専門の先生がお集まりの認定審査会において個々のケースごとに御審議をされまして水俣病であるかどうかの判断をされるわけでございますが、その結果、積み重ねたといいますか足し算いたしたものが、先ほど先生からお話をございましたような件数、認定率になつていてるというぐあいに理解いたしております。

○藤田(ス)委員 ちょっととそういう話は納得できないのですがね。

そうしたら、これはどうなんですか。生前棄却された人、さつき医療費が打ち切られて困ると私が言つた人、この棄却された人々を解剖したらその結果認定された、こういう人もおられるわけでですね。これは長谷川部長が参議院で、五十八年には、棄却されて、そして再申請中に解剖したら十

名のうちの認定は二名あった、こういうふうに御答弁されていると思うのです。間違ひありませんね。この割合でいけば、過去棄却された方は全部で五千四百七十二名といふに承知をしておりますが、その五千四百七十二名のうち二割、十人のうち二人で、單純に言えば二割、そうすると実に千人実は水俣病であった、こういうことになると考えるのですが、この点はどうでしようか。

○長谷川政府委員 お答え申し上げます。

現在申請中の方々で、処分されていらっしゃらない方々がおよそ五千名近くいらっしゃるということは先生のおつしやるとおりでございますし、それから一方におきまして、過去に一たん棄却をされて、再申請中に亡くなられて解剖された方は十名中二名が認められたというのも先生のお話のとおりでございます。そのようなことでございまして、現在処分が決められていない五千名の方々の中に患者さんがいるかないかということでございましてけけれども、それにつきましては数字的に申し上げることは非常に難しいだろうと……

(藤田(ス)委員 「どの程度いるかなんて、そんなこと、ちつとも言つてしませんよ。その差、そういうことになるんじゃないか」ということを言つてゐるのです」と呼ぶ) 先ほどもお答え申し上げましたように、解剖後の病理所見を含めまして臨床的所見に基づきまして総合的に判断した結果、解剖した方々についての認定割合は、先生お話しのように、五〇%近くありますというぐあいに申し上げたわけでございますが、先ほども申し上げましたように、個々ごとに審査会におきましてそれぞれ判断され、その結果を積み上げますので、何と申し上げてよろしいのか、生きているのに亡くなられた方々がそれぞれ解剖されるということにつきましては、いろいろな状況等において非常に御苦労されておられるいろいろなことをお考えになつていらっしゃつてその上であえて解剖されておられるという、個々のケースにつきましては確かに先生の御指摘のとおりでございまして、そういう面では、私ども非常に大変なことだなというぐあいに思つておるわけでございま

ます。

○藤田(ス)委員 その差はたまたま個々のケースを積み上げた結果となる、私は、そういうことを言わると本当につらいのですよ。何か本当にその結果、先ほど申し上げましたように、先生のお話にもございましたように、いわゆる認定率にかなりの差があるということにつきましては、たまたまそうなものというふうに解釈しておりますといふことに申し上げておるところでございます。

なお、現在の判断条件についての見直しに関するお尋ねでございますが、現在の判断条件につきましては、水俣病患者の迅速かつ公正な保護を図るという趣旨で水俣病の判断の適切さを期しまして、また水俣病の認定業務の促進に役立てるため、医学的知識の進展を踏まえまして実際に水俣病に関する研究あるいは認定審査を行つておられます。

病理と臨床とは違う、こういうことも言われるわけですね。だから、解剖したらそういうことで出でくる場合もあるしかし、数は少ないとはいへ、実際に棄却者の中の二割は水俣病だった。このことは冷厳な事実なのです。そして、全体で言えば半数以上の人々が頭をあけてみたら実は水俣病だったというのは、これは厳然とした事実じやないですか。私は、そのことをもつと環境庁が本当に胸に受けとめてほしい、そういうことを言いたいわけです。そして、こういうふうに生存者の認定率が解剖の結果出てきた認定率と余りにも違うということであれば、これはもう一度解剖後の認定患者の生前の症状を洗い直して、そして、死んで初めて認定されるというようなこんな悲劇をなくしていくためにも生存者の認定基準を検討しないといふことであれば、これはもう一度解剖後

の認定率があつたといふことは今非常に大事になつてゐるのじやないでしょうか。

○長谷川政府委員 先生のお話にござりますように、亡くなられた方々がそれぞれ解剖されるということにつきましては、いろいろな状況等において非常に御苦労されておられるいろいろなことをお考えになつていらっしゃつてその上であえて解剖されておられるという、個々のケースにつきましては確かに先生の御指摘のとおりでございまして、確かに先生の御指摘のとおりでございまして、新事務次官通知が出でから認定率が半減した。ただけれども、解剖したらやはり半数以上ある旧事務次官通知のころの認定率と同じだけ。これだから、子供でもどっちが正しいかと言つたらど一緒にさから納得があるわけです。ところが、新事務次官通知が出でから認定率が半減した。ただけれども、解剖したらやはり半数以上ある旧事務次官通知のころの認定率と同じだけ。これだから、生前の症状をもう一度洗い直してみたらどうか、その上でこの認定基準を見直してみたらどうか、私はそのことを申し上げているの

○藤田(ス)委員 判断条件のことを聞いているの
ぢやないのです。再申請して止くなられた方——
です。わかつていただけますか。もう一度御答
弁ください、簡単で結構ですから。
○長谷川政府委員 現在の判断条件は五十二年の
……

る新次官通知が、あるいはその基準がおかしいと
いうことになるかもしれない、ならないかもしれない
ない。私は、ならないかもしけない、そういうこと
ともあるかもしぬれないと思つけれども、生前の症
状を一度洗い直してみたらどうかということを言
つてゐるわけです。

認定業務」というのは、患者さんの御都合をお聞きをして、認定を受けに来ていただいた方は、これを拒否するとかなんとか、そういうなことは全然なくお受けをいたしまして、そして、やらしていただいておるものでございますから、県債とそういうものとは全然無関係にやらしていただだ

うにも思うのですが、その後の経過を見て、これはもう行き詰まつていくことは明らかではないか。その点で私は、今までに、国やチツソが一体から被害を拡大させてきたというツケが回つてしまふわけですね。

— 1 —

再申請ということは、その前に棄却されているわけですけれども、再申請して亡くなられた方、そういう方が五十数%、半分以上、解剖した結果認定になっているわけです。棄却された人をも二割が認定になつてゐるわけですね。だから、この基準の問題を真摯に検討するということで、まず、そういう解剖した人の生前の症状を洗い直してみたらどうですかとということを言つてるのであります。それくらいは答えてくださいよ。

○長谷川政府委員 解剖された方々の病理標見、それから、その方の生前中の臨床所見につきましては、現在熊本県の中におきましてもこの両者の資料を集めましていろいろ検討いたしているところでございます。

○藤田(入)委員 そういうような姿勢では全く何をか言わんやだといふふうに言わざるを得ません。私は、この裏にはチツソの支払い能力、経営危機といったことがあると思えてならないわけであります。要するに、支払い能力の範囲内でしか認定を行つて、いろいろなことをなさないで下さい。これら

○藤田(ス)委員 そういうふうに言わざるを得ないと思いますが、チッソの経営状況、これはもう時間がなくなりまして、通産省にお伺いしたかつたのですが、せつかくおいでですから一言だけチッソの今後の経営の見通し、簡単で結構です、時間がありませんから。

いざれにしても、県債方式の行き詰まりが明白になつた以上、日本環境会議が提言しているような国や県、そしてチソイ関連企業などによる基金融構想など、こういうことも当然考えていく必要があるのではないかろうか、そうしたことこそ、どもなおさず現在のような支払い能力の範囲内での認定、否定されておりますが、実際にはそういうことになつてゐる、そういうあり得べからざる状態も改善の一つにつながっていくんじやなかろうかと考へるわけであります。

寺間がありませんので、最後ご長官ご御答弁を

水俣病の認定の基準につきましては、私とも
水俣病に関する医学の専門家の方々の御意見
を見隨時お聞きいたしまして、見直すといいます
か検討いたしておりますところでございます。そのよ
うな観点におきまして、現在の認定要件、認定基
準につきましては、その専門家の方々の御意見を
伺いましたところ、現在の認定要件で差しさわり
ないといいますか、これを特に変える必要はない
という御判断をいただいておるところでございま
すので、この判断要件のもとでやつていただきた
い。

水俣に行きましたら、もうだれもが言っていることの一つなんです。つまり、熊本県がチツソ支援のために発行している県債の発行額、第二回に陸務次官通知を出して、認定率をそれ以前の二分の一に抑え込んでしまった。

こうしたことを見ても、認定率の低下について、これは待たせ冤訴訟の判決の中でも、この間における申請者の水俣病症状が、従前のそれ

いております。
○藤田(ス)委員 そういうふうに言わざるを得ないと思いますが、チツソの経営状況、これはもう時間がなくなりまして、通産省にお伺いしたかつたのですが、せつかくおいでですから一言だけチツソの今後の経営の見通し、簡単で結構です、時間がありませんから。

○高島説明員 簡単に御説明を申し上げます。御案内のように、チツソの主力は石油化学工業でございまして、これは国際的に大変不況なさなかでございます。今後の見通しにつきまして、策定作業というのは役所としては大変難しいことでございますが、二つばかり明るい見通しがござります。一つは、法律に基づきます構造改善で、石油化学工業が徐々に自立の道を歩みつつあることが一つ。それからもう一点はチツソの大変な努力で新規事業分野に明るい芽が出来つござります。この二つで何とか将来的には明るい問題が出てくるのではないかと思つております。ただ、短期的に五十八年度で見ますと、上期の二億円の赤字をやつとこの下期の最近の変化によりまして埋め

いざれにしても、県債方式の行き詰まりが明白になつた以上、日本環境会議が提言しているような国や県、そしてチツソ関連企業などによる基金構想など、こういうことも当然考えていく必要があるのではないかとか、そうしたことこそ、どちらもなおさず現在のような支払い能力の範囲内での認定、否定されておりますが、実際にはそういうことになつていて、そういうあり得べからざる状態も改善の一つにつながっていくんじやなかろうかと考えるわけであります。

時間がありませんので、最後に長官に御答弁をいただきて、もう一つの問題が残っておりますので、お願いをいたします。

○上田国務大臣 今チツソのいろいろな会社の事情をお聞きをいたいたと思うのですが、さしあれども、石油産業が一時非常に不況でございましてが、だんだんと向いてきておる。それからまた、新しいチツソの会社においても開発を始めているということで、その業績が黒字に転じて、そして県債の返還にも応じられるようになつてきておるわけでございますので、国、県、チツソ、あ

なお、先生のお話にござりますけれども、私は四十六年の次官通知、五十二年の保健部長通知、五十三年の次官通知は同一のものというぐあいに考えているところでございます。

○藤田(ス)委員 私の言おうとしていることを全くわかつていらっしゃらないはずはないと思うのに、どうしてそんなふうに答弁をゆがめてしまわれるのですか。私は新基準を見直せとストレートに言つてゐるんじゃないのですよ。解剖された方で生前棄却された方、再申請している方の生前の症状を見直してみたらどうですか。そうすれば、今これこそ絶対に正しいとかたくなに言われ

比べて特に著しい変化を来したとは認めがたい。にもかかわらず認定が減り、棄却があふえていると述べているわけです。そういう点では県債発行、新事務次官通知、認定の激減というのはまさに一體不可分のものとなっていると言わざるを得ないのですが、この点、長官の御答弁をお願いいたします。

○上田国務大臣 今先生の御指摘の点がどうも少しあはつきりしなかつたのですが、結局、県債を差し行してチツコにそれを貰しておる、そういうことから認定の方をおくらしておるということと関係があるんじやないかというお話をござりますが、

合せることができます。黒字に転向することなかつて、あらわせることがでござります。

ちろんこれはいろいろ打ち合わせをさせていたために、いろいろありますけれども、その返済はやつていただなかつける、こういうふうに確信をいたしておるところまでござります。

八
三
二
一
末
行
指摘 誤

四輪 御指摘 正

昭和五十九年四月二十一日印刷

昭和五十九年四月二十三日發行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

W